

答申の趣旨

この答申は、野洲市人権施策審議会が令和2年(2020年)2月21日に野洲市長から諮問を受け、「第4次野洲市人権施策基本計画」の策定にあたって審議した結果をまとめたものです。

野洲市では、平成16年(2004年)10月1日から「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を施行するとともに、『野洲市「人権尊重のまち」宣言』、『平和都市宣言「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」』を平成18年(2006年)2月25日にそれぞれ宣言し、同和問題をはじめ、障がいのある人、外国人、子ども、女性、高齢者などあらゆる人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざしてきました。また、平成28年(2016年)3月には、「第3次野洲市人権施策基本計画」を策定し、人権に関するさまざまな課題の解決に向けて、人権教育・啓発をはじめとする人権施策を総合的に推進してきました。

そして、人権三法とよばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年(2016年)に施行され、法律の具現化に向けた取組の推進が必要とされている中、このたび、「第3次野洲市人権施策基本計画」の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに現在の様々な人権課題の状況及び社会情勢の変化や法令などの整備に対応するため、今日までの人権施策の取組みを検証し、課題の解決に向けた本市の今後の人権施策のあり方について従来の計画の見直しを行い、「第4次野洲市人権施策推進計画」を策定しました。

また、この第4次計画では、近年のインターネットによる人権侵害件数の増加傾向により、「インターネット」を、重点的に取り組む課題のひとつとして取り上げています。

当審議会では、11名の審議員からさまざまな視点に立った意見をいただき、「第4次野洲市人権施策基本計画」(案)として取りまとめました。

この答申が、新たな基本計画となり、野洲市において人権が尊重される社会が実現されることを期待します。